

平成二十四年四月二十日受領
答弁第一八二号

内閣衆質一八〇第一八二号

平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員渡辺義彦君提出特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に関する質問に対する答弁書

一の①について

お尋ねの役職にあった者は、内閣総理大臣秘書官が小野次郎、警察庁長官が佐藤英彦、警察庁警備局長が瀬川勝久、警察庁警備局外事課長が五十嵐邦雄、山梨県警察本部警備部警備第一課長が丸山潤である。

一の②について

お尋ねの役職は、警察庁警備局外事課付兼長官官房総務課付であり、異動時期は、平成十四年九月三日である。

一の③について

お尋ねの時期は、平成十六年四月一日である。また、お尋ねの役職にあった者は、警察庁警備局外事情報部長が三谷秀史、警察庁警備局外事情報部外事課長が五十嵐邦雄である。

二の①について

山梨県警察によると、同県警察において法医学の専門家に確認したところ、歯の脱落については、例えば、海中生物による蚕食等により顔面が白骨化し、歯と歯槽骨を接着する歯根膜の融解・消失が進み、こ

れが海底、岩礁等に接触等することにより死後早期に起こることがあるとのことである。

二の②について

山梨県警察によると、同県警察において法医学の専門家に確認したところ、屍^{しろう}蠟化は空気の遮断等により遺体に化学変化が起こり形成されるものであり、死後二週間程度で屍蠟化が発現した例があるとのことである。

二の③について

山梨県警察によると、同県警察において法医学の専門家に確認したところ、歯根膜の融解・消失と屍蠟化は別個の現象であり、双方の現象が死後早期に同時に進行しても矛盾はないとのことである。

二の④について

山梨県警察によると、同県警察において御指摘の鑑定書を作成した鑑定人に確認したところ、御指摘の身元不明死体は身体の一部が離脱していたものであり、当該鑑定書には、残存する御遺体の座高ではなく、全長が記されているとのことである。

二の⑤について

山梨県警察によると、御指摘の遺留品については、同県警察において関係メーカーに確認したところ、昭和五十六年に記録された山本美保氏の体型と同様の体型の方が着用することが可能なものであるとのことである。

三について

警察庁としては、山梨県警察において、検視及び司法解剖の結果得られた血液型、性別、推定年齢、推定身長等に関する事項、DNA型鑑定の結果等を踏まえ、御指摘の身元不明死体が山本美保氏の御遺体であると判断したものと承知している。